

2名で利用できる宅配の新しい利用方法

# ペア配達いよいよスタート!

2026年6月29日(月)より2名でも宅配利用を始められます。



## ペア配達の概要

- ①利用単位 登録者2名
- ②お届け先 指定された組合員宅1カ所(いずれかの組合員宅)
- ③商品のお届け方法 指定された組合員宅へグループ購入と同様(1カ所にまとめてお届け)
- ④配達手数料 個配の半額に設定します。ぬくもり割引も適用します。  
手数料は個人毎の利用額に応じて個人毎に請求します。

## ペア配達手数料

ペア配達手数料表

基本料	利用料	配達手数料
33円(税込36円)	商品購入なし 0円	= 33円(税込36円)
	4,000円未満 80円(税込88円)	= 113円(税込124円)
	8,000円未満 70円(税込77円)	= 103円(税込113円)
	12,000円未満 55円(税込61円)	= 88円(税込97円)
	12,000円以上 45円(税込50円)	= 78円(税込86円)



手数料は  
個配の半額!

ペア配達手数料表 ぬくもり割引適用の場合

基本料	利用料	配達手数料
23円(税込25円)	商品購入なし 0円	= 23円(税込25円)
	商品購入あり 55円(税込61円)	= 78円(税込86円)

## ペア配達開始日

2026年6月29日(月)より《2026年7月1回配達より》

- 《ペア配達のおすすめポイント》
- 親しいお友達や、別居のご家族と2名で始められます。
  - 手数料は個配の半額です。
  - 商品のお届け日が、大切な情報交換の機会となります。

### ペア配達で宅配利用がより便利に! 宅配利用で困っている人がいたら教えてあげてください!

今なら新たにコープに加入される方には、3,000円分のお買い物ポイントをプレゼント、紹介いただいた方が加入された場合は、組合員の方にも、6,000円分のポイントをプレゼントするプレゼント企画実施中。 ※取り組み期間が決まっています。詳しくはお問い合わせください。

## 宅配は、くらしに合わせて4つのご利用方法から選べます

- ①グループ購入 (配達手数料 無料)
- ②ステーション購入 (配達手数料 無料)
- NEW** ③ペア配達 (配達手数料 個配の半額)
- ④個配(個人配達) (配達手数料 156円(税込172円)～226円(税込249円)利用金額に応じて変動)

★現在2名登録グループの組合員には、個別に確認させていただいたご意向確認に基づき、

2026年6月29日(月)より利用方法の変更など対応させていただいています。

ペア配達に関心のある方は、お気軽に組合員担当までお問合せください。



生活協同組合コープしが

〒520-2351 野洲市富波甲972番地

0120-709-502

【受付時間】月曜～金曜 9:00～19:30  
土曜 9:00～15:00

【休業日】日曜

## 【ペア配達Q&A】

**Q. 3名以上いたメンバーが減って2名登録となりましたがどうなりますか？**

**A.** 2名登録になってから8週間は猶予期間として、手数料なしでご利用いただけますが、9週目からペア配達に移行し、手数料をご負担いただきます。

**Q. 4名グループですが、利用しているのは2名です。手数料は必要ですか？**

**A.** 今回のペア配達のシステムは、2名登録の場合のみです。登録人数が3名以上は対象となりません。

**Q. 2名登録グループですが、利用は1名だけです。ペア配達になりますか？**

**A.** 1名利用が9週以上続くと、個配利用と判断させていただき、個配の手数料をご負担いただきます。

ペア配達実施に伴い、コープしが宅配事業約款を一部改訂しましたので、ご案内いたします。

### 生活協同組合コープしが宅配事業約款 抜粋



#### (目的・適用)

**第1条** 本約款は生活協同組合コープしが(以下、「組合」といいます)の宅配事業の利用(代金等の支払いを含む)に関するルールを定めます。

2. 組合が提供するコープ共済・コープでんき・夕食サポート・その他サービスについては、個別の申込書・契約書等により申し込むものとします。
3. 本約款に定めのない事項については、組合の定める細則や宅配事業の利用案内等によるものとします。

#### (商品等のお届け)

**第7条** 商品等の配達方式は、利用者個人別にお届けする「個人配達」、2名の利用者分を一括でお届けする「ペア配達」、3名以上の利用者によるグループの分を一括してお届けする「グループ購入」、組合と契約した施設等へお届けする、または組合の事業所に利用者が引き取りに来る「ステーション購入」の4通りがあります。

2. 商品等の配達場所は次の2通りです。
  - ①自宅配達(個人配達の場合は各利用者のご自宅またはそれに準ずる場所、ペア配達は、指定された利用者のご自宅またはそれに準ずる場所、グループ購入の場合はグループで定めた利用者のご自宅またはそれに準ずる場所に配達する方式)
  - ②ステーション配達(組合が予め利用者にお知らせした施設に配達し、利用者がその施設に受け取りに行く方式)
3. 組合は、配達方式・配達場所を利用者と事前に確認し、配達曜日とおおよそのお届け時間を利用者にお知らせします。組合は、この配達曜日とおおよそのお届け時間を、利用者にあらかじめお知らせした上で変更する場合があります。
4. 組合は、配達方式・配達場所・利用状況に応じて、組合が定める配達手数料を申し受けます。第8項の規定に基づき、手数料が発生する配達方式へ移行する場合は、一定期間の猶予の後に当該配達方式の手数料を適用します。配達手数料の詳細(適用の猶予期間、および解除までの期間を含む)は組合が別に定め、あらかじめこれを利用者に公表するものとし、組合の判断により変更できるものとします。
5. 自宅配達の場合は、各利用者が商品等を受領した時(合理的な理由により、あらかじめ利用者と確認した場所に商品等を留め置いた場合は、その時)に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとします。
6. ステーション配達の場合は、各利用者が受領した時に商品等の引渡しを完了し、所有権が移転するものとします。
7. 前各項にかかわらず、商品カタログ等に宅配便にてお届けする旨を記載した商品等については、外部業者の宅配便により配達します。その場合は、各利用者が受領した時に商品等の引き渡しを完了し、所有権が移転するものとします。
8. ペア配達又はグループ購入の利用する場合において、その利用者の人数が組合の定める規定人数未満となったときは、一定の猶予期間の間に、規定人数に達するようにするか他の配達方式へ変更するかのいずれかの措置が必要となります。いずれの措置をもとらないときには、組合から利用停止や登録解除を行う場合があります。

#### 附則

#### (施行期日)

**第22条** 本約款は2026年6月22日から施行します。